

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>日高川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字吹塚字向田七 三二番七〇地先から 同郡同町大字吹塚字東町二番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十月九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年十月九日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第十号における道 路区域の供用開始である。 延長一、一五二・〇〇メー トル。</p>